

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）（抄）（第一条関係）	・ ・ ・ ・ ・ 1
○ 私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号）（抄）（第二条関係）	・ 6

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（加入者） 第一条の二 法第十四条第一項第二号の政令で定めるものは、次に掲げる者とする。 一 学校法人等（法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下同じ。）以外の者にもまた使用され、その者から受ける報酬の額が当該学校法人等から受ける報酬の額を超えていることその他の共済規程（法第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下同じ。）で定める基準に該当する者 二・三 （略） 2 法第十四条第一項第三号の政令で定める者は、学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものであつて、その一週間の所定労働時間が当該学校法人等に使用される通常の労働者（当該学校法人等を使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該学校法人等を使用される者にあつては、文部科学省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者をいう。以下この項において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の学校法人等を使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この項において同じ。）	（加入者） 第一条の二 法第十四条第一項第二号の政令で定めるものは、次に掲げる者とする。 一 学校法人等（法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下この条において同じ。）以外の者にもまた使用され、その者から受ける報酬の額が当該学校法人等から受ける報酬の額を超えていることその他の共済規程（法第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下同じ。）で定める基準に該当する者 二・三 （略） 2 法第十四条第一項第三号の政令で定める者は、学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものであつて、その一週間の所定労働時間が当該学校法人等に使用される通常の労働者（当該学校法人等を使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該学校法人等を使用される者にあつては、文部科学省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者をいう。以下この項において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の学校法人等を使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この項において同じ。）

又はその一月間の所定労働日数が当該学校法人等
に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分
の三未満である短時間労働者（附則第四項において「
四分の三未満短時間労働者」と総称する。）に該当し
、かつ、次の各号のいずれかの要件に該当するものと
する。

一（略）
（削る）

二（略）

附 則

（特定減額特例対象者に係る加入者の資格に関する特
例）

4 当分の間、学校法人等に使用される者で当該学校法
人等から報酬を受けるものであつて、四分の三未満短
時間労働者に該当するもの（法第十四条第一項各号の
いずれにも該当しない者に限る。）のうち、最低賃金
法（昭和三十四年法律第百三十七号）第七条の規定の
適用を受ける同条各号に掲げる労働者であつて、その
者の報酬（同法第四条第三項各号に掲げる賃金に相当
するものとして文部科学省令で定めるものを除く。）
について、文部科学省令で定めるところにより、法第

又はその一月間の所定労働日数が当該学校法人等
に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分
の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、次の各
号のいずれかの要件に該当するものとする。

一（略）

二 報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七
号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するもの
として文部科学省令で定めるものを除く。）につい
て、文部科学省令で定めるところにより、法第二十
二条第八項の規定の例により算定した額が、八万八
千円未満であること。

三（略）

附 則

（新設）

二十二条第八項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であるもの（以下「特定減額特例対象者」という。）については、法第十四条の規定にかかわらず、加入者としてしない。	5 特定減額特例対象者は、文部科学省令で定めるところにより事業団に申出をしたときは、その者は、前項の規定にかかわらず、加入者となることができる。	6 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日に、同項の規定による加入者の資格を取得する。	7 加入者（附則第五項の規定による加入者を除く。）が、特定減額特例対象者に該当するに至り、かつ、同一の学校法人等に引き続き使用される場合には、附則第四項及び第五項の規定にかかわらず、その該当するに至った日に、同項の規定による加入者となつたものとみなす。	8 附則第五項の規定による加入者（前項の規定により当該加入者とみなされた者を含む。以下同じ。）は、いつでも、文部科学省令で定めるところにより事業団に申出をし、その加入者の資格を喪失することができる。	9 附則第五項の規定による加入者は、法第十六条各号又は次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（同条各号（第一号を除く。）又は次の各号に掲げる事由に該当するに至った日に他の法律に基づく共済組合の組合員又は厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、その加入者の資格を喪失する。
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

一 前項の申出が受理されたとき。

二 特定減額特例対象者でなくなつたとき。

10 附則第五項の規定による加入者についての法第二十五条において読み替えて準用する組合法第七十五条の三の規定の適用については、同条第一項第二号中「又は当該加入者が退職した」とあるのは、「当該加入者が退職したとき、又は私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）附則第九項第一号に該当するに至つた」とする。

11 特定減額特例対象者であつた者（附則第五項の規定による加入者であつた者を含む。）が特定減額特例対象者に該当しなくなつた日前から引き続き同一の学校法人等に使用され、かつ、同日において法第十四条第一項各号のいずれにも該当しない場合における法第十五条の規定の適用については、同条中「その教職員等となつた日」とあるのは、「私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）附則第四項に規定する特定減額特例対象者に該当しなくなつた直近の日」とする。

12 特定減額特例対象者であつた者（附則第五項の規定による加入者であつた者に限る。次項において同じ。）が附則第九項第二号に該当するに至つた日前から引き続き同一の学校法人等に使用され、かつ、同日において法第十四条第一項各号のいずれにも該当しない場合においては、法第十七条第二項本文及び第三項並びに第二十二条第七項、同条第八項（他の法令において準用する場合を含む。）並びに法第二十五条において準用する組合法第八十九条第一項（第二号に係る部分

（新設）

（新設）

（新設）

16 15 (略) (略)	14 (略) (介護納付金に係る掛金の徴収の特例)	13 に¹³限る。の規定その他文部科学省令で定める規定は、適用しない。 特定減額特例対象者であつた者が附則第九項第二号に該当するに至つた日前から引き続き同一の学校法人等¹⁴に使用され、かつ、同日において法第十四条第一項各号のいずれにも該当しない場合における法第十七条第一項並びに法第二十五条において準用する組合法第八十一条第二項及び第四項の規定その他文部科学省令で定める規定の適用については、附則第九項第二号に該当するに至つた日に加入者の資格を取得し、又は喪失しなかつたものとみなす。 (退職等年金給付又は短期給付のみの加入者の掛金の割合)
6 5 (略) (略)	4 (略) (介護納付金に係る掛金の徴収の特例)	(新設) (退職等年金給付又は短期給付のみの加入者の掛金の割合)

○ 私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号）（抄）（第二条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （経過措置） 第二条 この政令の施行の日前に私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得して、同日まで引き続き当該加入者の資格を有する者については、私立学校教職員共済法施行令第一条の二第二項の規定は、同日以降引き続き同日において使用されていた学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。次条及び附則第四条において同じ。）に使用されている間は、適用しない。 第三条 令和十七年九月三十日までの間、特定学校法人等以外の学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者（第一号又は第二号に掲げる者であつて、私立学校教職員共済法第十四条第一項各号のいずれにも該当しないもの（前条の規定により私立学校教職員共済法施行令第一条の二第二項の規定が適用されない者を除く。）をいう。以下同じ。）については、同法第十四条の規定にかかわらず、私立学校教職員共済制度の加入者（以下「加入者」という。）としない。 一・二 （略）	附 則 （経過措置） 第二条 この政令の施行の日前に私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得して、同日まで引き続き当該加入者の資格を有する者については、私立学校教職員共済法施行令第一条の二第二項の規定は、同日以降引き続き同日において使用されていた学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。次条において同じ。）に使用されている間は、適用しない。 第三条 当分の間、特定学校法人等以外の学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者（第一号又は第二号に掲げる者であつて、私立学校教職員共済法第十四条第一項各号のいずれにも該当しないもの（前条の規定により私立学校教職員共済法施行令第一条の二第二項の規定が適用されない者を除く。）をいう。以下同じ。）については、同法第十四条の規定にかかわらず、私立学校教職員共済制度の加入者（以下「加入者」という。）としない。 一・二 （略）

2 令和十七年九月三十日までの間、特定学校法人等に該当しなくなった学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該学校法人等が、次の各号に掲げる場合に^一、当該各号に定める同意を得て、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に当該特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。	一 当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者（加入者、七十歳以上の教職員等（私立学校教職員共済法第四十一条の規定により退職等年金給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた加入者をいう。第四項第一号において同じ。）及び私立学校教職員共済法施行令附則第四項に規定する特定減額特例対象者（加入者を除く。）をいう。以下同じ。）の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意	二 (略)	3 (略) 4 令和十七年九月三十日までの間、特定学校法人等（第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する学校法人等を含む。）以外の学校法人等は、次の各号に掲げる場合に^一、当該各号に定める同意を得て、事業団に当
2 特定学校法人等に該当しなくなった学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該学校法人等が、次の各号に掲げる場合に^一、当該各号に定める同意を得て、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に当該特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。	一 当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上同意対象者（加入者及び七十歳以上の教職員等（私立学校教職員共済法第四十一条の規定により退職等年金給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた加入者をいう。第四項第一号において同じ。）をいう。以下同じ。）の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意	二 (略)	3 (略) 4 特定学校法人等（第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する学校法人等を含む。）以外の学校法人等は、次の各号に掲げる場合に^一、当該各号に定める同意を得て、事業団に当

該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができる。

一・二 (略)

5 (略)

6 令和十七年九月三十日までの間、第四項の申出をした学校法人等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、事業団に当該学校法人等を使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該学校法人等が特定学校法人等に該当する場合は、この限りでない。

一・二 (略)

7 (略)

8 第一項の規定により加入者としないうこととされた特定四分の三未満短時間労働者については、私立学校教職員共済法施行令附則第五項及び第七項の規定は、適用しない。

9 この条において特定学校法人等とは、学校法人等であつて、当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定労働者（七十歳未満の者のうち、私立学校教職員共済法第十四条第一項各号のいずれにも該当しないものであつて、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。次条において同じ。）の総数が常時五十人を超えるものをいう。

該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができる。

一・二 (略)

5 (略)

6 第四項の申出をした学校法人等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、事業団に当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該学校法人等が特定学校法人等に該当する場合は、この限りでない。

一・二 (略)

7 (略)

(新設)

8 この条において特定学校法人等とは、学校法人等であつて、当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定労働者（七十歳未満の者のうち、私立学校教職員共済法第十四条第一項各号のいずれにも該当しないものであつて、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。）の総数が常時五十人を超えるものをいう。

次の表の上欄に掲げる期間における前項の規定の適用については、同項中「五十人」とあるのは、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	三十五人
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	二十人
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人

（退職等年金給付に係る掛金の負担の割合及び納付義務に関する特例）

第四条 次の各号に掲げる学校法人等（既にこの項の申出をした学校法人等を除く。以下この条において同じ。）は、それぞれ当該各号に定める日（第四項及び第五項において「基準日」という。）から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、文部科学省令で定めるところにより事業団に申出をした場合は、私立学校教職員共済法第二十八条第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人等に使用される短時間加入者（特定四分の三未満短時間労働者であり、かつ、加入者（標準報酬月額等の等級のうち第一級から第六級までに該当する者に限る。）である者をいう。以下この条において同じ。）に係る学校法人等の負担すべき掛金（同法第二十条第二項に規定する退職等年金給付に係る掛金に限り、同法第二十三条第一項の規定により決定された標準賞与額に係るもの及び同法第三十

（新設）

（新設）

条第一項の規定により指定された期限までに納付されていないものを除く。以下この条において「短時間加入者に係る掛金」という。）の負担の割合を、附則別表第一各号に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（以下この項及び附則別表第一において「増加負担割合」という。）に百分の五十を加えた割合に増加することができる。この場合において、短時間加入者に係る掛金の額のうち、短時間加入者に係る標準報酬月額に同法第二十七条第三項の規定により共済規程（同法第四条第一項に規定する共済規程をいう。）で定める割合を乗じて得た額に相当する額に増加負担割合を乗じて得た額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算するものとし、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算するものとする。）は、徴収を第四項において「掛金調整額」という。）は、徴収を行うことを要しなかつたものとみなす。

一 令和八年十月一日以後に前条第四項の申出をした学校法人等 当該申出が受理された日

二 学校法人等に使用される特定労働者の総数が常時十人以下の学校法人等（前号及び次号に掲げる学校法人等を除く。） 令和十七年十月一日

三 学校法人等に使用される特定労働者の総数が常時五十人以下の学校法人等であつて、令和九年十月一日以後に特定学校法人等（前条第九項に規定する特定学校法人等をいう。以下この条において同じ。）となつた学校法人等（第一号に掲げる学校法人等を除く。） 当該特定学校法人等となつた日

前項の申出は、次に掲げる学校法人等においては、同項の規定にかかわらず、これを行うことができない。

一 令和八年十月一日において現に特定学校法人等である学校法人等

二 令和八年十月一日前に特定学校法人等に該当しなくなった学校法人等となり、その後同年九月三十日までの間に前条第二項ただし書の申出がされていない学校法人等

三 令和八年九月三十日までに前条第四項の申出（二回以上当該申出をした場合にあつては、これらのうち直近のものに限る。）がされ、当該申出をした日から同月三十日までの間に同条第六項の申出がされていない学校法人等（この間に特定学校法人等となつた学校法人等を除く。）

四 令和八年十月一日以後に設立された学校法人等であつて、当該設立された日において当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定労働者の総数が常時五十人を超えるもの

五 令和八年十月一日から前項各号に掲げる学校法人等のいずれかに初めて該当した日の前日までの間に、当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定労働者の総数が常時五十人を超えた学校法人等

六 前項各号に掲げる学校法人等のいずれかに該当したにもかかわらず、当該該当した日から起算して二年を経過した日の属する月の前月までに同項の申出

令で定めるところにより事業団に前項の規定に基づく
停止の解除の申出を行うことができる。

6 第一項の申出をした学校法人等が、当該学校法人等の負担すべき短時間加入者に係る掛金を負担していないときは、その負担をしていない月以降の月分の掛金については、同項の規定は、適用しない。

7 第一項の規定は、同項の申出があつた日の属する月から通算して三十六月間の各月の短時間加入者に係る掛金について適用する。ただし、第四項の規定により第一項の規定の適用を停止した月から第五項の解除の申出をした日が属する月の前月までの間の各月は通算しないものとする。

（短期給付等事務に係る掛金の割合及び納付義務に関する特例）

第五条 前条の規定は、私立学校教職員共済法第二十二條第二項に規定する短期給付等事務に係る掛金について準用する。この場合において、前条第一項中「第六級」とあるのは「第九級」と、「第二十三條第一項」とあるのは「第二十三條第二項」と、「附則別表第一各号」とあるのは「附則別表第二各号」と、「附則別表第一に」とあるのは「附則別表第二に」と読み替えるものとする。

（文部科学省令への委任）

第六条 前二条に定めるもののほか、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二

（新設）

（新設）

号）附則第四十一条の規定に基づき設ける特例に関し必要な手続その他の事項は、文部科学省令で定める。

附則別表第一（附則第四条関係）

一 附則第四条第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経過した月の前月までの期間 次の表の上欄に掲げる標準報酬月額等級に应じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額の等級		増加負担割合
第 一 級	級	百分の二十五
第 二 級	級	百分の二十
第 三 級	級	百分の十四
第 四 級	級	百分の九
第 五 級	級	百分の五
第 六 級	級	百分の二

二 附則第四条第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経過した月から、当該申出があつた日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの期間 次の表の上欄に掲げる標準報酬月額の等級に应じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額の等級		増加負担割合
第 一 級	級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第 二 級	級	百分の二十に二分の一を乗じて得た割合
第 三 級	級	百分の十四に二分の一を乗じて得た割合

（新設）

第 四 級	百分の九に二分の一を乗じて得た割合
第 五 級	百分の五に二分の一を乗じて得た割合
第 六 級	百分の二に二分の一を乗じて得た割合

附則別表第二（附則第五条関係）

一 附則第五条において準用する附則第四条第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経過した月の前月までの期間 次の表の上欄に掲げる標準報酬月額等の等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額の等級	増加負担割合
第 一 級	百分の二十五
第 二 級	百分の二十五
第 三 級	百分の二十五
第 四 級	百分の二十五
第 五 級	百分の二十
第 六 級	百分の十四
第 七 級	百分の九
第 八 級	百分の五
第 九 級	百分の二

二 附則第五条において準用する附則第四条第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経過した月から、当該申出があつた日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの期間 次の表の上欄に掲げる標準報酬月額等の等級に応じて、それ

（新設）

